

知立市小中学校の保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

日頃は、知立市の学校教育にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、保護者の皆様におかれましては、夏季休業期間中においても、子どもたちの感染防止に努めていただき、ありがとうございました。

さて、愛知県では、従来株からデルタ株への置き換わりが進み、新規陽性者数が急増しております。中でも子どもたちの新規陽性者数が増えています。令和3年8月27日には、「緊急事態宣言」が発令され、更なる感染防止に努めなければならない状況となっています。このような感染状況を踏まえ、知立市におきましても、警戒度を最大にして、感染防止対策をさらに徹底した上で、学校教育活動を継続していきたいと考えます。

つきましては、新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、令和3年7月12日にも同様のお知らせをしたところではございますが、現在の感染状況を鑑み、以下のように対応させていただきます。なお、「緊急事態宣言」が解除されても、感染状況によってしばらくは同様の対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

(1) 学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合

状況によって、保健所と相談の上、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校の臨時休業の要否を迅速に判断します。学校内で感染の広がりが低い場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校を臨時休業せず、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止（※1）、当該教職員を出勤停止（※1）とします。学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学級（学年）を閉鎖又は学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校を臨時休業（※2）とします。

(2) 学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が感染した場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

※1：出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間です。

ただし、保健所の指示により、期間が変更になる場合もあります。

※2：臨時休業等の期間：保健所と相談の上、臨時休業の期間を決定します。ただし、期間が延長される場合もあります。

2. 保健所の判断で濃厚接触者と特定された場合の対応

(1) 保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者として特定された場合

当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

(2) 保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が濃厚接触者として特定された場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させないようにしてください。当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

- (1) 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるなど感染の疑いがある場合、登校させないようにしてください。ご家庭で休養をお願いします。同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えてください。また、お子さんや同居家族の方に発熱や咳等の症状がなくても、同居家族の方の職場で新型コロナウイルス感染症拡大の可能性があるので、自宅待機の指示が出ている場合は、お子さんの登校を控えてください。当該児童生徒を出席停止とします。また、お子様に発熱などの風邪症状があり、すぐに治まった場合(例：夜に発熱し、翌朝解熱)でも、念のため1日程度、登校を控えていただき、医療機関に受診することをご検討ください。
- (2) お子さんや同居家族の方が、**感染もしくは濃厚接触者**と確認された場合や**感染の疑い**がある場合はもちろんですが、迷われた場合でも、**速やかに学校に連絡**いただくようお願いいたします。さらに、PCR検査を受ける等の指示を受けたり、陽性あるいは陰性が判明したりしたときは、**その都度、結果を速やかに学校へ御連絡**ください。

学校の電話番号 0566-81-1373

学校携帯の番号 080-4297-0675

※勤務終了後は学校携帯の方をお願いします。

- (3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。
- (4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。また、自主登校教室も実施しません。
- (5) 新型コロナワクチンを接種するため又は副反応と思われる体調不良のために欠席等する場合、感染に対する不安のため通学を控えるといった場合でも、「欠席」とせず「出席停止・忌引き等」とするなどの柔軟な対応をしますので、学校に連絡をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。
- (7) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、**児童生徒及び教職員に感染が確認されて臨時休業を行う場合のみメールにて情報発信**しますが、その場合、プライバシー保護等のため、「**学校関係者が感染**」としています。ご理解ください。

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要です。引き続き、不要不急の外出、特に人混みへの外出を控えることなど、各家庭においても感染予防に十分努めていただくようよろしくお願いいたします。加えて、緊急事態宣言が出ている間や学校が臨時休業になっているときには、家族以外との会食はできるだけ控えてください。やむを得ない事情で家族以外の人と会食する場合は、できるだけ少人数で、最大限の感染防止対策をとってください。よろしくお願いいたします。

担当 学校教育課（都筑・鈴木）

電話 83-1111（内線 278）

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp